

プラチナチケット「選挙権」



選挙といってもまだピンとこないかもしれないけど、20歳になったらみんなに与えられる権利、それが選挙権なんだ。
まずは、選挙権について説明しよう！

明治時代はプラチナチケット？



明治時代の有権者は、一定額以上を納税する25歳以上の男子に限られ、その数は、全人口のわずか1.1%でした。選挙権が20歳以上の全ての国民に与えられるようになるまでには、長い時間がかかったんだよ。



被選挙権(選ばれる権利)は、選挙権とはちょっと違ってよ！

選挙権(選ぶ権利)

[要件]

国会議員

日本国民で年齢満20歳以上の者

地方公共団体の議員・長

日本国民である年齢満20歳以上の者で同一市町村に引き続き3か月以上住んでいる者

※選挙権・被選挙権の要件は、以上のとおりですが、①成年被後見人、②公職選挙法や政治資金規正法に定める一定の罪を犯した者などは除かれます。

被選挙権(選ばれる権利)

[要件]

衆議院議員、市町村長

日本国民で年齢満25歳以上の者

参議院議員、知事

日本国民で年齢満30歳以上の者

県・市町村の議会の議員

その選挙権を有する者で年齢満25歳以上の者

ひとくちメモ「選挙権は18歳から?」

平成19年5月に国民投票法(正式名称は「日本国憲法の改正手続きに関する法律」)が公布され、国民投票の投票をすることができる年齢は18歳以上とされました。ただし、関係法令の改正がなされるまでは20歳以上とされています。これに伴い、選挙権についても18歳以上となるかもしれませんが。